

生産物分類（2024 年設定）

令和 6 年 3 月 〇 日

総務省政策統括官（統計制度担当）決定

1 目的

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）では、サービス分野を含め経済・産業構造の現状を的確に把握するため、総務省は、平成 30 年度末までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備し、令和 5 年度末までに、財分野を含めた全体について生産物分類を整備することとされている。

生産物分類（2024 年設定）（以下「本分類」という。）は、これを踏まえ、GDP 統計の精度向上を図るための産業連関表の供給・使用表（以下「SUT」という。）体系への移行に向けた基盤整備として、SUTにおける生産額、投入額及び産出額推計の基礎となり、かつ、SUT体系の部門概念と統合的な生産物分類を提供するとともに、特にSUT作成に使用する各種統計調査を念頭に、生産物の定義を統一化するための生産物分類を提供することを目的として策定された「サービス分野の生産物分類（2019 年設定）」及び「財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）」を取りまとめ、これを一つに整備するものである。

2 生産物の定義

本分類における生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。

本分類における生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

3 分類基準

(1) 本分類は、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主に生産物の用途又は生産物の質の違いに着目して分類する。

具体的には以下のような観点に着目する。

① 生産物の質の違い

生産物の内容、性質に違いがある場合は、別の生産物として分類する。

② 生産物の用途の違い

i) 生産物の代替性

生産物相互の代替性が低いものは、別の生産物として分類する。

ii) 生産物の需要先

事業者向け、一般消費者向け、輸出向けなど、その需要先（注）が異なることがほ

ば明らかな場合は、別の生産物として分類する。

(注) 最終的な生産物の需要者であり、最終需要者ではない卸売業者又は小売業者を除く。

また、上記①及び②の観点に加え、国際比較可能性についても考慮する。

- (2) 上記(1)－②－ii) の生産物の需要先に関連して、事業者向け生産物と一般消費者向け生産物を分類する際には、統計調査の報告者である事業所又は企業の回答可能性を考慮して、後述する最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」のいずれかで分類する。

基本的な考え方は以下のアからエまでのとおりであるが、分類に際しては、(ア) 国民経済計算、産業連関表及びSUTの推計上の必要性、(イ) 政策上又は研究上のニーズ、(ウ) 国際比較可能性及び(エ) 売上高、生産額等の規模についても考慮する。また、財分野の生産物分類については多くの既存統計が存在することから、それらで用いられている分類項目も参考にし、継続性にも配慮をする。

ア 生産物の用途又は質が異なり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの

⇒ 統合分類で区分

イ 生産物の用途又は質は異なるが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの

⇒ 前記(ア)～(エ)を勘案して、統合分類又は詳細分類で区分

ウ 生産物の用途及び質はほぼ同じだが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が高いもの

⇒ 詳細分類で区分

エ 生産物の用途及び質はほぼ同じであり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の回答可能性が低いもの

⇒ 区分しない

なお、上記の考え方は、「国内向け」、「輸出向け」などの区分に際しても準用する。

4 分類構成及び分類コード

(1) 分類構成

本分類は、第14回改定日本標準産業分類(令和5年7月改定)(以下「J S I C」という。)の各産業から産出された主たる生産物を分類したものである。

本分類については、最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」の2階層の分類とする。

J S I Cの大分類別の統合分類及び詳細分類の内訳は、次表のとおり。

日本標準産業分類 (令和5年7月改定) (大分類)	生産物分類 (2024年設定)	
	統合分類【P】	詳細分類【P】
A 農業、林業	42	313
B 漁業	15	88
C 鉱業、採石業、砂利採取業	10	73
D 建設業	11	96
E 製造業	550	2,219
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17
G 情報通信業	71	98
H 運輸業、郵便業	51	93
I 卸売業、小売業	324	1,312
J 金融業、保険業	38	79
K 不動産業、物品賃貸業	33	80
L 学術研究、専門・サービス業	53	140
M 宿泊業、飲食サービス業	4	12
N 生活関連サービス業、娯楽業	45	94
O 教育、学習支援業	21	43
P 医療、福祉	25	46
R サービス業（他に分類されないもの）	1	1
S 公務（他に分類されるものを除く）	1	1
主たる産業が特定されない生産物	8	11
計	1,316	4,816

(注) 1 「Q 複合サービス事業」については、生産物分類では、同大分類を主たる産業とする生産物は存在しないものとして整理しているため、記載していない。

2 上記の統合分類数及び詳細分類数には、生産物に関連して把握が必要な収入項目として分類表において参考例示しているもの（暫定分類コードの末尾に「R」を付すとともに、分類項目名の末尾にも「【R】」を付しているもの）を除いている。

(2) 生産物分類コード

本分類では、①J S I Cの分類符号、②品目細分コード（統合分類、詳細分類）の11桁から構成される生産物分類コード及び附属の情報として需要先識別コード並びに後置符号を付与する。詳細は別紙1のとおり。

5 分類の適用方法

本分類の適用に当たっては、統計の作成目的に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、詳細分類の下に分類項目を設定すること及び分類項目の集約又は分割を行うことができる。

6 生産物分類表

別紙2のとおり。

生産物分類コードについて

1 生産物分類コードの設定方法

生産物分類コードの上4桁は、J S I C（令和5年7月改定）と整合性のとれたコードに修正し、初期設定する。

ただし、これまでの暫定分類コードで設定されていた統合分類細分コード（5桁、6桁目）及び詳細分類細分コード（7桁、8桁目）に3の倍数を付番することは取りやめる。これは、今後、分類項目を新設する場合に、暫定分類コードの3の倍数の間（1、2、4、5…）に付番する場合や、付番された最後のコードの後に新たな3の倍数を付番する場合など、生産物分類コードの扱いが煩雑になることを防ぐためである。

さらに統合分類細分コード及び詳細分類細分コードをこれまでの2桁から増やし、新たに振り直すこととする。

また、今後はJ S I C改定に伴う産業分類番号の変更のみによる生産物分類コードの変更は行わないこととする。

2 今後のコードの振り方の整理

生産物分類（2024年設定）において設定された生産物分類コードは、今後、J S I Cの改定による産業分類番号の修正等による影響は受けず、生産物分類の見直しによる生産物分類コードの変更のみ行うこととする。

また、生産物分類項目の内容は変わらず、単なる分類項目名の変更を行う場合は、生産物分類コードは変更しない。

① 分類項目の新規立項及び停止

分類項目を新規立項及び停止する場合は、分類コードの振替は行わないこととする。分類項目を新規立項する場合は、新たな生産物分類コードを付与し、分類項目を停止する場合は、停止する分類項目の生産物分類コードは欠番扱いとする。

また、例えば生産額等が著しく低下したことなどにより当該生産物分類項目を停止し、バスケット項目等に併合して分類される場合、停止した分類項目がバスケット項目へ併合された旨を改定資料に明記する。

これは、今後も生産物分類の改定を定期的に行うことにより、生産物分類コードの修正作業にかかるコストを軽減するためのほか、停止する生産物分類コードを欠番扱いすることにより、従前に設定されていた生産物分類項目を生産物分類コード単位で確認することが可能であり、設定から停止までの生産物の経緯を明確に理解できることを期待するものである。

また、停止した生産物分類コードは復活させることが可能につき、生産物の盛衰がわかりやすくなることも期待できる。

② 分類項目の分割

既存の分類項目を分割する場合は、統合する生産物のこれまでの分類コードを停止し、複数の生産物分類コードを新設する。

③ 分類項目の統合

分類項目を統合する場合は、統合する生産物のこれまでの分類コードを停止し、新たな分類コードを新設する。

④ 統合分類間の移動

ある分類項目が統合分類間を移動する場合は、これまで設定されていた生産物分類コードを停止し、移動先の統合分類内の詳細分類コードの最後（末尾 9999 を除く）に生産物分類コードを新設する。

3 生産物分類コードレイアウト

生産物分類（2024 年設定）に付与される生産物分類コードは以下のとおりとする。

- ・生産物分類コード（11 桁）
- ・その他のコード：需要先識別コード、後置符号

図 生産物分類コードレイアウト例

1 桁目	2 桁目	3 桁目	4 桁目	5 桁目	6 桁目	7 桁目	8 桁目	9 桁目	10 桁目	11 桁目		
1	6	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	U
① J S I C の分類符号				② 統合分類細分コード			③ 詳細分類細分コード			※1	※2	

※1 需要先識別コード
 ※2 後置符号

- ・生産物分類コード

① J S I C の分類符号

当該生産物に対応する J S I C（令和 5 年 7 月改定）小分類（3 桁）を充てる。J S I C 中分類（2 桁）レベルで対応している生産物は 3 桁目を「0」とし、J S I C 細分類（4 桁）レベルで対応している生産物は 4 桁目も付番されるが、それ以外は、4 桁目は原則として「0」とする。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、J S I C の分類符号を「9999」と表示する。

② 統合分類細分コード（5 桁、6 桁、7 桁目）

「010」～「999」を使用し、「000」は使用しない。なお、「999」は統合分類の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。

初期設定では、「010、020、030…」と10ごとに付番し、7桁目は統合分類の分割や統合、類似した生産物分類項目を新設する場合に枝番として使用し、近しい統合分類を設定する際に利用する。統合分類細分コード（5桁、6桁目）は最大98、枝番（7桁目）は最大で9まで付番することとする。

③ 詳細分類細分コード（8桁、9桁、10桁、11桁目）

「0000」～「9999」を使用し、「0000」は統合分類にのみ使用する。また、「9999」は詳細分類の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。

初期設定では、「0010、0030、0050…」と20ごとに付番し、10桁及び11桁目は、統合分類の分割や統合、類似した生産物分類項目を新設する場合に枝番として使用し、近しい詳細分類を設定する際に利用する。詳細分類細分コード（8桁、9桁、10桁目）は最大で499、枝番（10桁、11桁目）は最大で19まで増やすことが出来る。

・その他のコード

※1 需要先識別コード

需要先を識別するコード。

「0」～「9」を使用する。専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合は、以下の「1」、「2」又は「6」から選定し、需要先が混在していて特定できない場合又は需要先が不明である場合は「9」とする。

「1」：事業者向け

「2」：一般消費者向け

「6」：輸出向け

「9」：混在・不明

※2 後置符号

参考として設ける符号であり、全ての生産物に付番されるものではない。

「C」：専ら費用積み上げによる生産額を測定する生産物 (Cost)

「R」：生産物に関連して把握が必要な収入項目 (Reference)

「U」：賃加工品 (Outsourced products)

「K」：くず・廃物 (Kuzu・Haibutsu)

4 生産物分類コードレイアウトの例について

① 統合分類項目の分割

統合分類を分割又は統合する際は、もとの生産物分類コードを停止し、新たな統合分類を新設する。

例えば、「広告サービス」を「メディア広告サービス」と「その他の広告サービス」に分割するときは、7桁目の枝番を使って、元の位置に近いところに立項する。

統合分類細分コード	統合分類項目名	詳細分類細分コード	詳細分類項目名	統合分類細分コード	統合分類項目名	詳細分類細分コード	詳細分類項目名
73100300000 1	広告サービス	73100300010 1	新聞広告サービス	73100310000 1	メディア広告サービス	73100310010 1	新聞広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300030 1	雑誌広告サービス	73100310000 1	メディア広告サービス	73100310030 1	雑誌広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300050 1	テレビ広告サービス	73100310000 1	メディア広告サービス	73100310050 1	テレビ広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300070 1	ラジオ広告サービス	73100310000 1	メディア広告サービス	73100310070 1	ラジオ広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300090 1	屋外広告サービス (交通 広告サービスを除く)	73100310000 1	メディア広告サービス	73100310090 1	インターネット広告サ ービス
73100300000 1	広告サービス	73100300110 1	交通広告サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320010 1	屋外広告サービス (交通 広告サービスを除く)
73100300000 1	広告サービス	73100300130 1	インターネット広告サ ービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320030 1	交通広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300150 1	折込広告・折込チラシ 広告サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320050 1	折込広告・折込チラシ 広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300170 1	ダイレクトメール 広告サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320070 1	ダイレクトメール 広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300190 1	フリーペーパー・フ リーマガジン 広告サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320090 1	フリーペーパー・フ リーマガジン 広告サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300210 1	セールスプロモ ーション (S P) サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320110 1	セールスプロモ ーション (S P) サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300230 1	イベントプロモ ーション サービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320130 1	イベントプロモ ーション サービス
73100300000 1	広告サービス	73100300250 1	パブリックリ レーション ズ (P R) サ ービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100320150 1	パブリックリ レーション ズ (P R) サ ービス
73100300000 1	広告サービス	73100309999 1	その他の広告サ ービス	73100320000 1	その他の広告サービス	73100329999 1	その他の広告サ ービス

② 性質の似た生産物の新規立項時

分類の新規立項又は停止に伴う生産物分類コードの振替えは行わず、当該項目のコードは停止し、新規立項する際は新たなコードを付与する。

例えば、統合分類「処理牛乳、乳飲料、乳製品」に新たに詳細分類に「未処理牛乳」を生産物として立項するとき、「09100600010 処理牛乳」の枝番を使用し、処理牛乳の下に未処理牛乳を持ってくるなど。

09100600010	9	処理牛乳		
09100600011	9	未処理牛乳		新規立項
09100600020	9	乳飲料、乳酸菌飲料	牛乳を主とした飲料。 ○ 乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳、フルーツ牛乳 × ミルク入りコーヒー飲料	
09100600030	9	練乳、粉乳、脱脂粉乳	○ クリームパウダー	
09100600040	9	バター	× マーガリン	
09100600050	9	チーズ		
09100600060	9	クリーム乳製品		
09100600070	9	アイスクリーム	○ アイスクリームミックス、乳製冷凍 × 乳製品以外のアイス	
09100600080	9	その他の乳製品	○ 脱脂乳、カゼイン、乳糖、発酵乳	

③ 詳細分類項目の分割

既存の詳細分類項目を分割する際は、これまでの生産物分類コードを停止し、複数の分類コードを新設する。

例えば、「国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス、ビジネスクラス）」を以下の分類項目に分割するとき、ファーストクラス、ビジネスクラスの46100100010の枝番を使用し、エコノミークラスの前にファーストクラス、ビジネスクラスをもってくるなど。

- ・国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス）
- ・国内定期航空旅客運送サービス（ビジネスクラス）

46100100010	9	国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス、ビジネスクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ファーストクラス又はビジネスクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	停止（分割）
46100100011	9	国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ファーストクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	46100100010を分割して新設
46100100012	9	国内定期航空旅客運送サービス（ビジネスクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ビジネスクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	46100100010を分割して新設
46100100020	9	国内定期航空旅客運送サービス（エコノミークラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、エコノミークラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	
46100100030	9	国内不定期航空旅客運送サービス	国内諸空港間で不定期便の航空機により旅客を運送するサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	
46100100040	9	緊急航空運送サービス	航空機による緊急運送サービス ○ ドクターヘリ、山岳救助ヘリ	
46100109999	9	その他の国内航空旅客運送サービス	国内航空旅客運送サービスのうち、他に分類されないもの。 遊覧飛行その他の航空機による旅客運送サービス、航空写真の撮影や航空測量などを行う事業者を航空機で運送するサービスは本分類に含まれる。	

④ 詳細分類項目の統合

分類項目を統合する際も、これまでの分類コードを停止し、新たな分類コードを新設する。

例えば、以下の分類項目を統合するとき、70300100010の枝番を使用し、元の位置に近いところに統合後の詳細分類をもってくるなど。

- ・電子計算機・同関連機器及びソフトウェアのファイナンスリース

70300100010	1	電子計算機・同関連機器のファイナンスリース	電子計算機・関連機器をファイナンスリースするサービス ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）のファイナンスリース	70300100011へ統合して停止
70300100011	1	電子計算機・同関連機器及びソフトウェアのファイナンスリース	電子計算機・関連機器及びソフトウェアをファイナンスリースするサービス リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービスは、ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）に分類される。 ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）のファイナンスリース	新設（統合）
70300100020	1	ソフトウェアのファイナンスリース	ソフトウェアをファイナンスリースするサービス。 リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービスは、ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）に分類される。	70300100011へ統合して停止
70300100030	1	事務用機器のファイナンスリース	事務用機器をファイナンスリースするサービス ○ コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3版未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品のファイナンスリース	

暫定分類コード		分類項目名	大分類コード	大分類名
33100300	1	電気(卸売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100303	1	電気(卸売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100600	9	電気(小売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100603	1	電気(事業用小売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100606	9	電気(家庭用小売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100900	1	送配電サービス	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33100903	1	送配電サービス	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33101200	1	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33101203	1	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	F	電気・ガス・熱供給・水道業
34100300	1	都市ガス(卸売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
34100303	1	都市ガス(卸売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
34100600	9	都市ガス(小売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業
34100603	1	都市ガス(事業用小売)	F	電気・ガス・熱供給・水道業

調 整 中

生産物分類（2024年設定）の利用上の留意点

1 共通事項

- (1) 生産物分類（2024年設定）（以下「本分類」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）上の統計基準ではないが、統計作成の技術的な基準として設定し、主として国民経済計算、産業連関表及びこれらの作成に使用する供給・使用表（以下「SUT」という。）や各種統計調査などにおける使用を推奨するものである。

国民経済計算と本分類の対象となる生産物は、家計による家事サービスを含まないなど原則同じであるが、一部には現行の国民経済計算において生産に含まれるが本分類の対象外であるものが存在する。

- (2) 本分類を参考にして、各種統計調査などに使用する際には、統計の作成目的や生産物の性質に応じて、各生産物の生産額を適切に定義する必要がある。例えば、収入総額を測定するだけでなく、収入の一部であるマージンや手数料を生産額として測定することも考えられるため、留意が必要である。

なお、本分類では、利用者の利便に資するため、専ら費用の積み上げにより生産額を測定する生産物には暫定分類コードの末尾に「C」、生産物には含まれないが生産物に関連して把握が必要な収入項目には暫定分類コードの末尾に「R」、賃加工品には「U」、くず・廃物には「K」を付している。また、特にコードを付していない生産物の中にも、その一部に費用の積み上げにより測定されるものが含まれていることもあるため、留意が必要である。

- (3) 本分類では、分類基準の一つとして生産物の需要先に着目しており、特に生産物の需要先が事業者にはほぼ特定できる「事業者向け」の生産物（需要先識別コード：「1」）と、生産物の需要先が一般消費者にはほぼ特定できる「一般消費者向け」の生産物（需要先識別コード：「2」）を、本文の「3 分類基準」の（2）に規定する基本的な考え方（アからエ）に基づき「統合分類」又は「詳細分類」で区分している。

また、一部の生産物では、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した「事業用」の生産物と、生産物の供給者が一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した「家庭用」の生産物を区分している。その際、「家庭用」は、その需要先が家庭のみならず個人事業主や小規模事業者なども想定されることから、需要先識別コードを「9」（混在・不明）として、「一般消費者向け」の生産物と区別しているため、留意が必要である。

- (4) 生産活動の中には、地方公共団体が水道施設・下水道処理施設の維持管理や駐車場、美術館、社会福祉施設等の管理運営などを「指定管理者制度」により民間事業者やNPO法人などに委託するいわゆる「受託サービス」や、元請事業者が受注した事業の一部又は全部を下請事業者に委託する「下請取引」が存在する。

これらの生産活動については、基本的に生産物の用途や質が同じであることから、原則として生産物分類における区分は行わないこととしている。

したがって、これらの生産物の生産額を推計するに当たっては、委託元と委託先で生

産額が重複して計上されるおそれがあるため、例えば、統計調査で把握した生産額から、委託先への委託料を控除するなどの留意が必要である。

(5) 本分類は、生産物の用途の違いに着目して分類することを分類基準の一つとしていることから、対応する日本標準産業分類（以下、「J S I C」という。）の分類項目が原材料の種類や生産物の製造方法により設定されている場合でも、生産技術の違いではなく用途の違いにより分類項目を設定しているものがある。このようにして設定した生産物としては、履物、衣服、下着、帽子、家具や印刷などが挙げられる。

具体的には、以下のような分類項目を設定している。

(例) 履物に関して設定された統合分類

- ・ 大人用運動靴
- ・ 大人用サンダル
- ・ 紳士用靴
- ・ 婦人用靴
- ・ 子供用靴・サンダル
- ・ その他の履物

履物については、原材料（革、ゴム、プラスチック、繊維、木など）の如何を問わず、用途により上記の統合分類のいずれかに分類される。

2 個別事項

(1) 果実的野菜

本分類では、果物に用途が類似している野菜について、統合分類「果実的野菜」を設定し、その中に、メロン、すいか及びいちごの3つの詳細分類を設定している。

なお、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（以下「C P C」という。）及び欧州共同体統計局が作成する欧州共同体活動別生産物分類（以下「C P A」という。）では、メロンとすいかを野菜の一部、あるいは野菜と同等のものとして設定しており、また、日本標準産業分類においても、これらの生産は「野菜作農業」として分類されている。

(2) 漁船内で生産される加工品

本分類では、冷凍された魚介類、干物、切り身など魚介類・海藻類を加工した製品は、加工場所の如何を問わず、製造業の主たる生産物であるとしている。一方、日本標準産業分類では漁船内において行う製造加工は漁業に分類することとしている。

(3) 建設工事及び建設物

本分類では、国際分類において建設関連生産物を「建設工事」と「建設物」に区分している実態を踏まえ、同じ建築物や土木施設について、以下のとおり、生産物として「建設工事」と「建設物」をそれぞれ設定している。

(建設工事)

主として建設業者が生産する生産物として、請負契約による建設工事に着目した分類であり、元請として直接請負う建築物及び土木施設の建設工事のほか、主に下請として工事目的物の一部を構成するために行う専門的工事も含むものとして設定した。

(建設物)

建設物（建築物、土木施設）そのものに着目した分類であり、デベロッパーが、土地の取得、企画・設計、施工（外注又は自己建設を含む）、販売までを一貫して行った販売用の建設物のほか、建設業者や他産業の事業者が自ら利用するために自己建設した建設物を含むものとして設定した。

なお、J S I C（令和5年7月改定）では、デベロッパーが住宅などの建築物を外注により施工して販売する場合には、当該事業を不動産業に分類することとしている。

(4) 賃加工及び加工サービス

原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社又は他社で製造する場合と製造品に違いはない場合、賃加工と製造品を区分していない。

一方、塗装、溶接、研磨、めっきなどについては、製造工程の一部の加工処理サービスを請負うものであり、その製造加工行為を行う前後で製造品の名称に変化がないことから、「加工サービス」として分類を設定している。

(5) 情報記録物の複製及びソフトウェア（情報記録物）【P】

情報記録物（CD、DVD等）については、情報記録物を産出する産業が当該ソフトを開発したか否かで異なる生産物として取り扱うこととする。これは、当該生産物の市場取引の流れが産出する産業によって異なると考えられることから、それを区別して把握するためである。

(6) 知的財産関連生産物

本分類では、国際連合統計部が作成するC P C及び欧州共同体統計局が作成するC P Aを参考に、以下の3つの種類の知的財産関連生産物を設定している。

① 知的財産の制作（請負）サービス

他者の求めに応じて、契約に基づき、請負又は受託により、知的財産の制作を行うサービスをいう。なお、制作した知的財産の所有権は、基本的に購入者に譲渡されるが、契約上、一部の所有権が購入者に譲渡されない場合もあり得る。

② 知的財産のオリジナル

他者からの請負又は受託ではなく、自己が生産活動に使用すること、又は他者に販売する、若しくは使用させることを想定して、自己の経済活動（企業内研究開発、レコード会社の原盤制作、著述・芸術家の創作活動など）により生産された知的財産（研究開発の成果物、音楽原盤、著述作品の原稿、芸術作品の原作品など）及びそれに係る知的財産権（特許権、著作権など）をいう。

③ 知的財産の使用許諾サービス

自己の資産として保有する知的財産権を活用して、他者と使用許諾契約を締結し、知的財産を使用させるサービスをいう。提供者はその対価として使用料を受け取る。

知的財産権の権利者から使用の許諾を受けた第三者が、他者に使用を許諾する、いわゆるサブライセンスに係るサービスは、知的財産の使用許諾サービスに含める。

上記3種類の生産物は、以下の分野についてそれぞれ設定することとする。

ただし、分野によっては、上記3種類のうちの一部が設定されていないものもある。

【研究開発、産業財産権等】

- ・ 研究開発
- ・ 産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、フランチャイズ、回路配置利用権、育成者権など）
- ・ デザイン
- ・ 鉱物探査・評価

【著作物】

- ・ ソフトウェア
- ・ 映画、動画、テレビ番組、テレビCM
- ・ 音響、音楽、ラジオ番組、ラジオCM
- ・ 出版物
- ・ 著述・芸術作品
- ・ データベース情報
- ・ 地図・地理情報
- ・ 写真

(7) 広告関連生産物

本分類では、以下の3つの種類の広告関連生産物を設定している。

① 広告代理店が提供する広告サービス

主として広告代理店が提供する広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスをいう。

② メディア等が提供する広告枠・広告スペース提供サービス

新聞・雑誌の広告枠、テレビCM枠、ポータルサイト等のインターネット広告枠、交通施設・設備の交通広告スペースや各種の屋外広告スペースなどを提供するサービスをいう。

本分類では、これらの広告枠・広告スペース提供に係る生産物を一貫して統合分類で区分している。

(例)

- ・ 紙媒体の新聞（広告収入）
- ・ オンライン新聞（広告収入）
- ・ テレビ放送・配信サービス（広告収入）
- ・ ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）
- ・ マーケットプレイス提供サービス（広告収入）
- ・ 屋外広告スペース・交通広告スペース提供サービス

③ 広告制作業者が提供する広告制作サービス

広告主や広告代理店からの委託により、テレビCM、ポスター、販売促進用物品などを制作するサービスをいう。

(8) リース・レンタル

本分類では、物品賃貸業の生産物を以下の3つの種類に区分して設定している。

① ファイナンスリース

リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引をいう。

② オペレーティングリース

ファイナンスリース以外のリース取引をいう。

③ レンタル

リース取引以外の全ての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引をいう。

(9) パッケージサービス

本分類では、複数のサービスによって構成され、それぞれを区分して把握することが困難な複合的なサービスを、パッケージサービスとして一つの分類項目で設定している。

(例)

- ・ 結婚式サービス
- ・ 葬儀サービス
- ・ 国内企画旅行サービス
- ・ 3PL（サードパーティー・ロジスティクス）サービス など

(10) 本社サービス

本分類では、複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものを本社サービスとして設定している。

本社サービスには、管理統括業務と併せて、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム

管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等のサービスが含まれる。

なお、本社サービスと同様の企業内取引である自家輸送、自家用倉庫等、J S I Cにいう補助的経済活動については、国際分類においては独立した分類項目として設定されていない（それぞれ運輸サービス、倉庫サービス等に含まれる。）ことから、我が国においても特に分類項目として設定しないものと整理している。

(11) 預金サービス・貸付サービス

本分類では、金融業の生産物として、預金サービス及び貸付サービスを設定している。これは、国際分類（CPC、CPA及び北米生産物分類システム（NAPCS））において、預金サービス及び貸付サービスが設定されていることとの整合を図るなどのためである。

本分類では、本生産物を計測する生産額について、預金サービスは金融機関が貸手に支払う預金利息を、貸付サービスは金融機関が借手から受領する貸出金利息を主たるものとして想定しているが、実際に計測・推計する際には、それぞれの統計の作成目的に応じて、適切な計測・推計方法を選定する必要がある。

(12) 生産物に関連して把握が必要な収入項目

生産物分類には含まれないものであるが、生産物と混在して把握される可能性があるものや、SUTの推計又は統計調査の実施上特に必要なものについては、生産物とは別に、生産物に関連して把握が必要な収入項目として生産物分類表において参考例示している。生産物分類を用いて生産物を把握する際には、これらの収入項目について生産活動によって得た収入と合わせて把握することができる。

具体的には、以下の収入項目を例示している。なお、生産物分類表では、これらの収入項目は、暫定分類コードの末尾に「R」を付すとともに、名称の末尾にも「【R】」を付している。

【生産物に関連して把握が必要な収入項目】

- ・ 貸付以外の資金運用
- ・ 土地の譲渡
- ・ 土地の賃貸
- ・ 不動産の譲渡（販売用不動産を除く）
- ・ 持株会社による子会社等の株式保有（受取配当金）
- ・ 知的財産の譲渡
- ・ 補助金、寄付金等

3 分類項目名、説明及び内容例示

各分類項目に含まれる生産物の範囲の説明と主な内容例示は、参考2のとおり。

○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。

4 JSICとの対応関係

本分類とJSICとの対応関係については、参考2の「JSIC小分類」欄において、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（JSIC小分類（3桁））の整理を行っている。

対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①及び②のいずれの視点からも主たる産業が特定されない生産物はあるかの3つの観点から検討し整理した。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、参考2の「JSIC小分類」欄は「-」と表示している。

参考 2

分類項目名、説明及び内容例示

凡 例

- 1 本表において、網掛けは統合分類を、それ以外は詳細分類を示す。
- 2 「説明・内容例示」欄の○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。
- 3 「J S I C小分類」欄は、本分類と日本標準産業分類（令和5年7月改定）との対応関係について、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（J S I C小分類（3桁））の整理を行ったものである。

サービス分野の生産物分類(2019年設定)						日本標準産業分類(平成25年10月改定) (JISIC)		
暫定分類コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類コード	大分類名	JISIC小分類			
33100300	1 電気(卸売)		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
33100303	1 電気(卸売)	電気事業者向けに販売する電気 ○ 地帯間販売電力料、他社販売電力料	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331			
33100600	9 電気(小売)		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
33100603	1 電気(事業用小売)	一般の需要に応じて事業所向けに販売(小売供給)する業務用の電気 ○ 特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331			
33100606	9 電気(家庭用小売)	一般の需要に応じて主として家庭向けに販売(小売供給)する家庭用の電気 ○ 公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331			
33100900	1 送配電サービス		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
33100903	1 送配電サービス	送配電事業者が、自らが維持する送配電系統により、その供給区域において、需要家又は他の送配電事業者に電力を供給するサービス ○ 託送収益	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331			
33101200	1 電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
33101203	1 電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス	電気の小売供給を媒介、取次ぎ又は代理するサービス ○ 電力小売供給媒介サービス、電力小売供給取次サービス	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331			
34100300	1 都市ガス(卸売)		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
34100303	1 都市ガス(卸売)	ガス事業者向けに販売する都市ガス	F	電気・ガス・熱供給・水道業	341			
34100600	9 都市ガス(小売)		F	電気・ガス・熱供給・水道業				
34100603	1 都市ガス(事業用小売)	一般の需要に応じて事業所向けに販売(小売供給)する業務用の都市ガス	F	電気・ガス・熱供給・水道業	341			

調 整 中